

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年9月8日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	新生・ＵＴＩインドファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので2022年3月10日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において「1 財務諸表」につきましては「中間財務諸表」の記載事項が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

< 更新後 >

委託会社の概況（2022年6月末現在）

1）資本金

4億9,500万円

2）沿革

2001年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

2002年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

2003年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

2007年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

2015年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

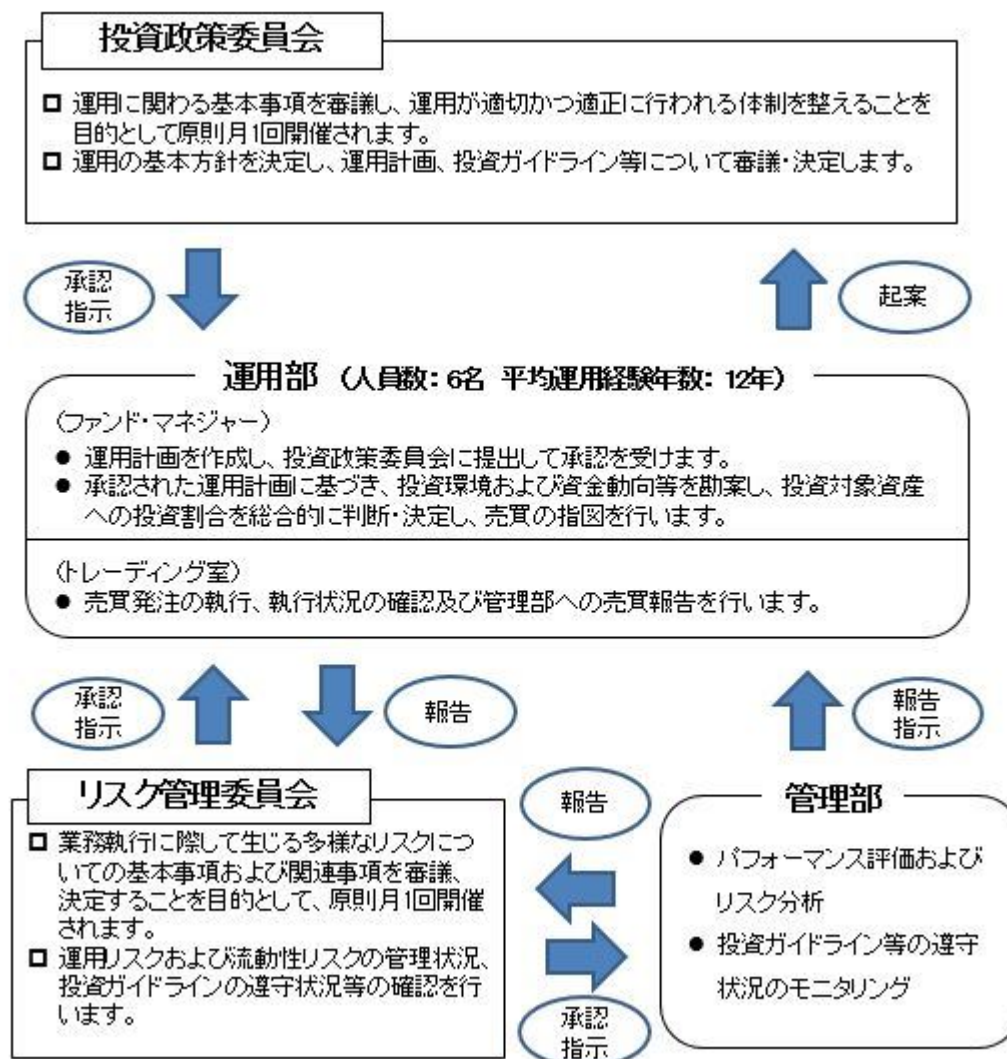
2【投資方針】

（3）【運用体制】

< 更新後 >

< 新生インベストメント・マネジメント株式会社 >

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記体制は、2022年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

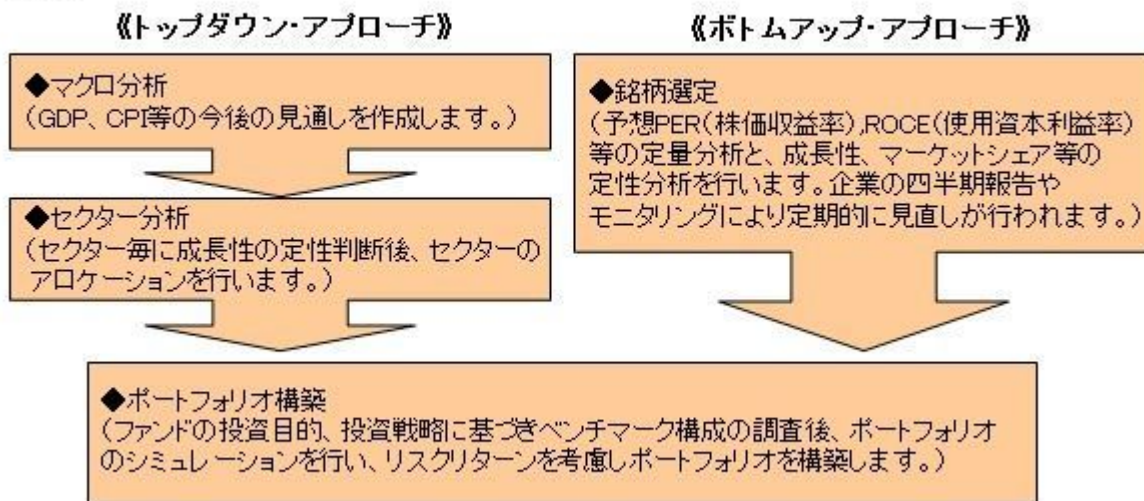
< 更新後 >

< U T I アセット・マネジメント社 >

運用体制は以下の通りであり、それぞれの役割が明確に定義された体制となっています。

証券リサーチ部門	17名
ファンドマネジメント部門	23名
ポートフォリオマネジメント部門	13名
リスクマネジメント部門	6名
ファンドアカウンティング部門	51名
コンプライアンス部門	9名

投資プロセス



上記体制等は、2022年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

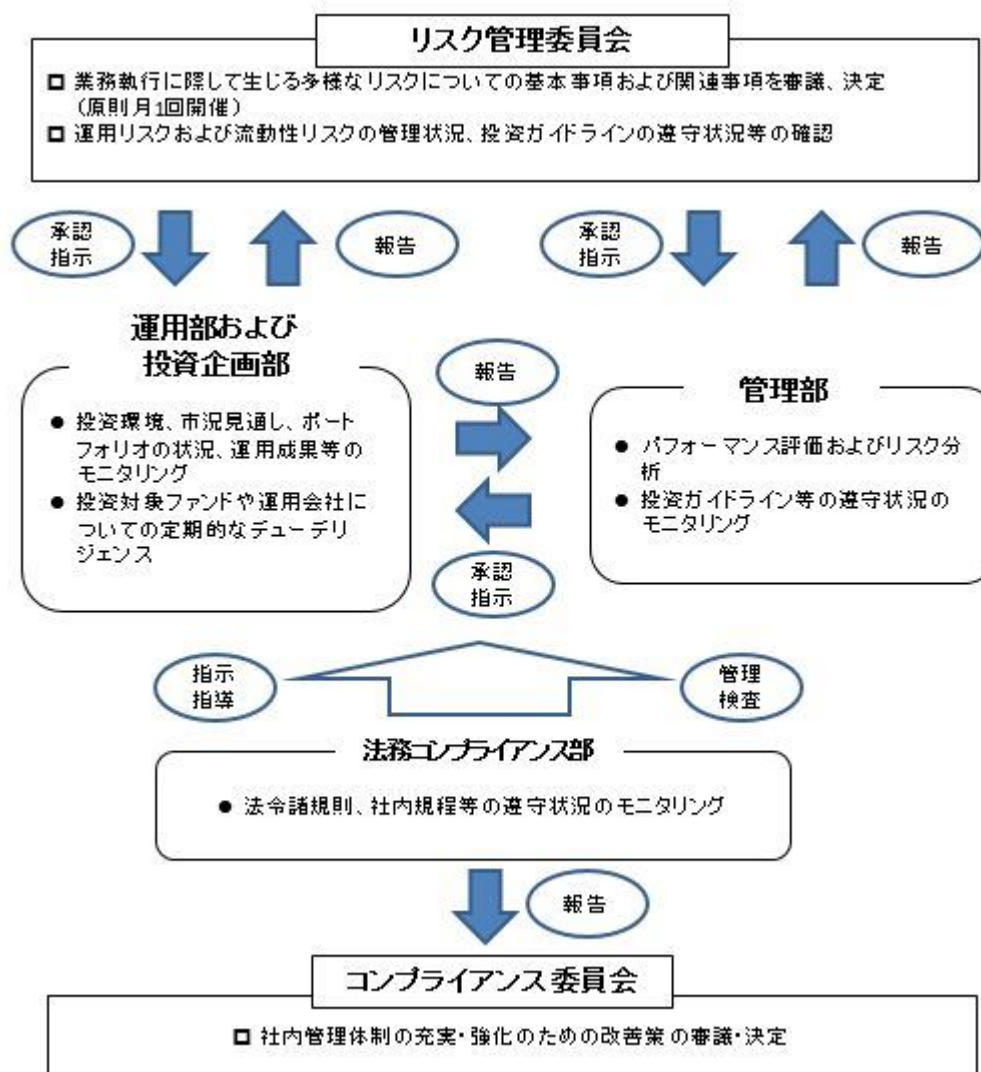
3【投資リスク】

<更新後>

(2) リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行います。原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定します。その上で、運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行います。また、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行い、当該流動性リスクを適切に管理します。
- ・投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）に関する調査・分析などのデューデリジェンスは、投資企画部が定期的に行っており、投資先ファンドのパフォーマンスなどの運用状況や運用会社（または運用委託先）の経営状況／運用体制など、デューデリジェンス結果を投資政策委員会に報告すると共に確認を行います。
- ・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果を、リスク管理委員会に報告します。また、流動性リスク管理について規程を定め、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理委員会へ報告します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は、2022年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 更新後 >

< U T I アセット・マネジメント社 >

リスク管理政策はリスク管理部門の長と各部門の長との間で決定されます。フロント、バック、リスク管理業務等が全て統合され、関係部署が瞬時に状況を把握できるシステムに基づきリスク管理がなされます。コンプライアンス・オフィサーとリスク管理部門は運用部門とは独立しチェックしています。

上記体制等は、2022年4月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

< 更新後 >

[投資リスク]

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2017年7月末～2022年6月末



* 分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年7月末を10,000として指数化しております。

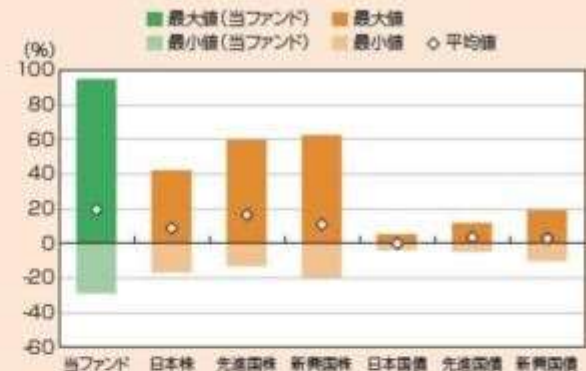
* 年間騰落率は、2017年7月から2022年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス⁽⁶⁾との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年7月末～2022年6月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	94.8	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	△28.6	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値	19.7	9.0	16.7	11.1	0.1	3.7	3.0

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2017年7月から2022年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
 - 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の費用について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬
(略)

信託報酬の配分

(略)

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

<訂正後>

信託報酬

(略)

信託報酬の配分

(略)

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

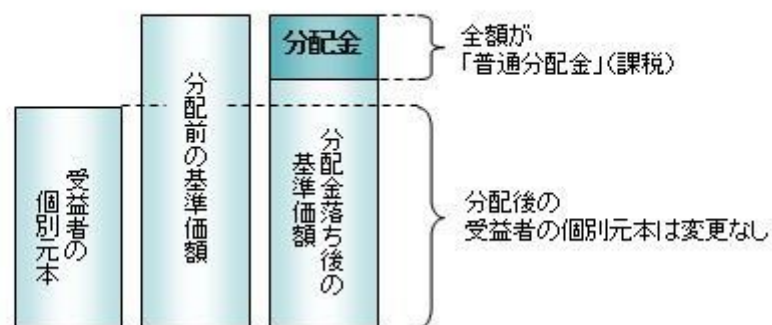
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

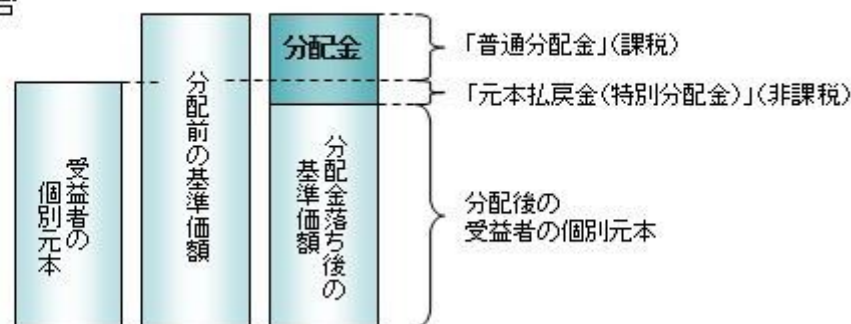
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【新生・UTインドファンド】

以下の運用状況は2022年 6月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	モーリシャス	42,048,292,561	99.11
親投資信託受益証券	日本	741,277	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	377,535,195	0.89
合計(純資産総額)		42,426,569,033	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
モーリ シャス	投資証券	Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A	10,898,117.144	4,203	45,808,703,444	3,858.3	42,048,292,561	99.11
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファ ンド	731,115	1.0144	741,643	1.0139	741,277	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.11
親投資信託受益証券	0.00
合計	99.11

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第6計算期間末 (2012年12月10日)	21,029	21,029	0.6623	0.6623
第7計算期間末 (2013年12月10日)	20,973	20,973	0.8361	0.8361
第8計算期間末 (2014年12月10日)	29,945	29,945	1.4082	1.4082
第9計算期間末 (2015年12月10日)	25,842	25,842	1.3866	1.3866

第10計算期間末	(2016年12月12日)	22,489	22,489	1.3981	1.3981
第11計算期間末	(2017年12月11日)	26,166	26,166	1.8849	1.8849
第12計算期間末	(2018年12月10日)	24,998	24,998	1.7882	1.7882
第13計算期間末	(2019年12月10日)	26,813	26,813	1.9001	1.9001
第14計算期間末	(2020年12月10日)	26,716	26,716	2.2312	2.2312
第15計算期間末	(2021年12月10日)	44,837	44,837	3.3039	3.3039
2021年 6月末日		33,598	—	2.8577	—
7月末日		34,560	—	2.9494	—
8月末日		37,137	—	3.1436	—
9月末日		40,778	—	3.2786	—
10月末日		44,218	—	3.3789	—
11月末日		43,799	—	3.2575	—
12月末日		45,250	—	3.3343	—
2022年 1月末日		42,524	—	3.1386	—
2月末日		41,138	—	3.0191	—
3月末日		44,539	—	3.2330	—
4月末日		45,884	—	3.2620	—
5月末日		42,323	—	3.0143	—
6月末日		42,426	—	3.0172	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	0.0000
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	0.0000
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	0.0000
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	0.0000
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	0.0000
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	0.0000
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	0.0000
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	0.0000
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	0.0000
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	0.0000
当中間期	2021年12月11日～2022年 6月10日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	26.13
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	26.24
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	68.42

第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	1.53
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	0.83
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	34.82
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	5.13
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	6.26
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	17.43
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	48.08
当中間期	2021年12月11日～2022年 6月10日	6.47

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第6期	2011年12月13日～2012年12月10日	1,729,431,726	6,816,951,224
第7期	2012年12月11日～2013年12月10日	921,852,849	7,590,159,960
第8期	2013年12月11日～2014年12月10日	5,487,866,811	9,307,480,128
第9期	2014年12月11日～2015年12月10日	7,104,104,815	9,731,060,175
第10期	2015年12月11日～2016年12月12日	1,110,653,258	3,662,001,104
第11期	2016年12月13日～2017年12月11日	2,728,202,561	4,932,212,087
第12期	2017年12月12日～2018年12月10日	3,092,760,334	2,995,154,855
第13期	2018年12月11日～2019年12月10日	2,764,741,589	2,632,749,417
第14期	2019年12月11日～2020年12月10日	3,161,338,106	5,298,963,688
第15期	2020年12月11日～2021年12月10日	5,321,883,128	3,725,091,338
当中間期	2021年12月11日～2022年 6月10日	2,278,867,108	1,730,327,302

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2022年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	19,806,058	74.18
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,893,940	25.82
合計(純資産総額)		26,699,998	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第1086回国庫 短期証券	19,800,000	100.02	19,804,653	100.03	19,806,058	—	2022/9/12	74.18

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	74.18
合計	74.18

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2022年6月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

※「分配金再投資基準価額」とは、基準価額に収益分配金(課税前)を、その分配が行われる日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、委託会社が公表している基準価額とは異なります。

分配の推移

決算期	分配金
2021年12月	0円
2020年12月	0円
2019年12月	0円
2018年12月	0円
2017年12月	0円
設定来累計	800円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

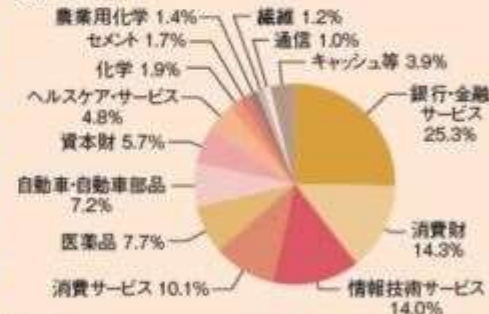
【組入上位銘柄】

	銘柄名	業種	組入比率
1	BAJAJ FINANCE LTD	銀行・金融サービス	5.1%
2	HDFC BANK LIMITED	銀行・金融サービス	4.9%
3	INFOSYS LTD	情報技術サービス	4.7%
4	ICICI BANK LTD	銀行・金融サービス	4.7%
5	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	銀行・金融サービス	4.1%
6	LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	情報技術サービス	3.8%
7	AVENUE SUPERMARTS LTD	消費サービス	3.3%
8	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	銀行・金融サービス	3.2%
9	INFO EDGE INDIA LTD	消費サービス	3.1%
10	Coforge Ltd	情報技術サービス	2.9%

※【組入上位銘柄】および【業種配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

※上記の業種はUTIIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

【業種配分】



年間収益率の推移

<暦年ベース>

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2022年は年初来6月末までの収益率を表示しています。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
 なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期中間計算期間（令和3年12月11日から令和4年6月10日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【新生・UTIインドファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第15期 (令和3年12月10日現在)	第16期中間計算期間 (令和4年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	909,281	833,096
コール・ローン	1,086,089,605	935,569,682
投資証券	44,119,218,826	43,050,447,450
親投資信託受益証券	741,643	741,277
流動資産合計	45,206,959,355	43,987,591,505
資産合計	45,206,959,355	43,987,591,505
負債の部		
流動負債		
未払解約金	122,713,368	79,661,836
未払受託者報酬	10,751,211	12,039,382
未払委託者報酬	234,376,284	262,458,249
未払利息	2,082	1,666
その他未払費用	1,947,741	1,903,415
流動負債合計	369,790,686	356,064,548
負債合計	369,790,686	356,064,548
純資産の部		
元本等		
元本	13,570,954,809	14,119,494,615
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	31,266,213,860	29,512,032,342
元本等合計	44,837,168,669	43,631,526,957
純資産合計	44,837,168,669	43,631,526,957
負債純資産合計	45,206,959,355	43,987,591,505

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	(単位：円)	
	第15期中間計算期間 (自令和2年12月11日 至令和3年6月10日)	第16期中間計算期間 (自令和3年12月11日 至令和4年6月10日)
営業収益		
受取利息	5	5
有価証券売買等損益	6,980,887,046	2,768,771,742

	第15期中間計算期間 (自令和 2年12月11日 至令和 3年 6月10日)	第16期中間計算期間 (自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日)
営業収益合計	6,980,887,051	2,768,771,737
営業費用		
支払利息	275,144	288,314
受託者報酬	8,157,649	12,039,382
委託者報酬	177,836,792	262,458,249
その他費用	2,059,873	1,903,415
営業費用合計	188,329,458	276,689,360
営業利益又は営業損失（ ）	6,792,557,593	3,045,461,097
経常利益又は経常損失（ ）	6,792,557,593	3,045,461,097
中間純利益又は中間純損失（ ）	6,792,557,593	3,045,461,097
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	534,746,095	227,611,165
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,742,557,681	31,266,213,860
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,682,740,268	5,028,237,341
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,682,740,268	5,028,237,341
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,457,077,563	3,964,568,927
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,457,077,563	3,964,568,927
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	21,226,031,884	29,512,032,342

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第16期中間計算期間 (自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日)
有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第15期 (令和 3年12月10日現在)	第16期中間計算期間 (令和 4年 6月10日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,974,163,019円	期首元本額 13,570,954,809円
期中追加設定元本額	5,321,883,128円	期中追加設定元本額 2,278,867,108円
期中一部解約元本額	3,725,091,338円	期中一部解約元本額 1,730,327,302円
2. 中間計算期間の末日における受益権総数	13,570,954,809口	14,119,494,615口

3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 3.3039円 (33,039円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 3.0902円 (30,902円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第15期中間計算期間 （自令和 2年12月11日 至令和 3年 6月10日）	第16期中間計算期間 （自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日）
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第15期 （令和 3年12月10日現在）	第16期中間計算期間 （令和 4年 6月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	2 時価の算定方法 投資証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第16期中間計算期間 (自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日)
該当事項はありません。

（参考）

本書の開示対象ファンド（新生・UTIインドファンド）（以下「当ファンド」という。）は、モーリシャス籍の円建て外国投資法人である「Shinsei UTI India Fund(Mauritius) Limited」Class A投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資信託の投資証券であります。同外国投資信託の計算期間末日（令和4年3月31日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、委託会社が監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(令和 4年 6月10日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,698,884
国債証券	34,804,966
流動資産合計	46,503,850
資産合計	46,503,850
負債の部	
流動負債	
未払金	19,804,653
未払利息	20
流動負債合計	19,804,673
負債合計	19,804,673
純資産の部	
元本等	
元本	26,333,083
剰余金	
剰余金又は欠損金 ()	366,094
元本等合計	26,699,177
純資産合計	26,699,177
負債純資産合計	46,503,850

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提供する価格で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 4年 6月10日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 41,123,066円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 14,789,983円 期末元本額 26,333,083円 元本の内訳* 新生・ＵＴＩインドファンド 731,115円 新生・フラトンＶＰＩＣファンド 4,607,481円 新生・ＵＴＩインドインフラ関連株式ファンド 7,097,650円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 982,125円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース 11,738,982円 新生・ワールドラップ・セレクト 982,415円 早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２ 98,348円 ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・日本株式ファンド 29,160円 ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・世界株式ファンド 65,807円
2. 計算日における受益権総数	26,333,083口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0139円 (10,000口当たり純資産額) (10,139円)

（注）*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

（令和 4年 6月10日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法

国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 3年12月11日 至令和 4年 6月10日）
該当事項はありません。

モーリシャス籍円建て外国投資法人
 「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」クラスA投資証券
 財政状態計算書
 （2022年3月31日現在）

	2022年	2021年
	日本円	日本円
資産		
非流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	42,203,348,931	30,034,164,939
流動資産		
売掛金およびその他未収金ならびにその他資産	14,691,655	12,961,438
現金および現金同等物	1,948,670,049	528,416,606
還付所得税	16,173,605	13,688,884
資産合計	44,182,884,240	30,589,231,867
負債		
流動負債		
支払および他の債務	65,540,095	57,289,486
繰延税金負債	1,442,607,248	499,665,430
流動負債合計	1,508,147,343	556,954,916
クラスA株式の保有者に帰属する純資産	42,674,736,897	30,032,276,951
負債合計	44,182,884,240	30,589,231,867

これらの財務諸表は2022年6月30日の取締役会で承認されました。

モーリシャス籍円建て外国投資法人

「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」クラスA投資証券

純損益及びその他の包括利益計算書

(2022年3月31日に終了した会計年度)

	2022年	2021年
	日本円	日本円
収入		
配当収入	191,878,008	114,620,771
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却益	3,570,071,537	2,557,120,846
売買目的投資における未実現利益	3,631,678,932	13,440,124,223
純為替利益	30,784,536	17,507,139
	7,424,413,013	16,129,372,979
費用		
管理事務代行および評価手数料	26,108,233	17,385,890
監査報酬	1,198,062	1,198,288
銀行費用	472,023	421,822
仲介手数料	38,734,606	23,247,628
保管費用	11,579,237	7,502,089
ライセンス料	312,452	306,253
運用費用	268,409,535	171,519,131
専門家手数料	1,011,426	1,192,924
	347,825,574	222,774,025
税引前利益	7,076,587,439	15,906,598,954
法人所得税（戻入）	(1,184,127,493)	(519,437,348)
クラスA株式の保有者に帰属する純資産の純増	5,892,459,946	15,387,161,606

モーリシャス籍円建て外国投資法人

「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」クラスA投資証券

クラスA投資証券の保有者に帰属する株主資本等変動計算書

(2022年3月31日に終了した会計年度)

	株主に帰属する 純資産	株式数
	日本円	
2020年4月1日現在		
償還可能な株式の発行代金	17,175,115,345	9,877,908
償還可能な優先株式の解約代金	1,400,000,000	715,556
株式取引から株主に帰属する純資産の減少	(3,930,000,000)	(1,489,508)
クラスA株式の保有者に帰属する純資産の減少	(2,530,000,000)	(773,952)
構成：		
当期利益	15,387,161,606	-
2021年3月31日	30,032,276,951	9,103,956
2021年4月1日現在	30,032,276,951	9,103,956
償還可能な優先株式の購入代金	7,550,000,000	1,815,723
償還可能な優先株式の解約代金	(800,000,000)	(209,349)
株式取引から株主に帰属する純資産の減少	6,750,000,000	1,606,374
クラスA株式の保有者に帰属する純資産の増加		
構成：		

当期利益	5,892,459,946	-
2022年3月31日	42,674,736,897	10,710,330

モーリシャス籍円建て外国投資法人

「Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited」クラスA投資証券

キャッシュフロー計算書

（2022年3月31日に終了した会計年度）

	2022年 日本円	2021年 日本円
営業活動		
当期利益	7,076,587,439	15,906,598,954
営業活動からの純キャッシュフローを税引前利益に 一致させるための調整		
金融資産の実現利益	(3,570,071,537)	(2,557,120,846)
金融資産の未実現利益	(3,631,678,932)	(13,440,124,223)
配当収入	(191,878,008)	(114,620,771)
営業資産および営業負債における純変動	(317,041,038)	(205,266,886)
未収金および前払費用の減少	(1,730,217)	38,026,853
未払金および未払費用の増加	8,250,609	9,703,974
有価証券の取得代金	(13,856,756,541)	(4,781,686,953)
受取配当金	191,878,008	114,620,771
金融資産の売却代金	8,889,323,018	7,492,262,522
営業活動からのキャッシュフロー	(5,086,076,161)	2,667,660,281
法人税	(243,670,396)	(32,235,306)
営業活動からの純キャッシュフロー	(5,329,746,557)	2,635,424,975
財務活動		
償還可能株式の発行代金	7,550,000,000	1,400,000,000
償還可能株式の解約金支払	(800,000,000)	(3,930,000,000)
財務活動の純キャッシュフロー	6,750,000,000	(2,530,000,000)
銀行預金の純増減	1,420,253,443	105,424,975
期首銀行預金	528,416,606	422,991,631
期末銀行預金	1,948,670,049	528,416,606

（参考情報）

Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class A の2022年6月末日付け有価証券明細

銘柄名	株数	評価額		構成比 (%)	業種
	百株	外貨建評価額 (千インド・ ルピー)	邦貨建 評価額 (千円)		
BAJAJ FINANCE LTD	2,284	1,233,382	2,127,988	5.1	銀行・金融サービス
HDFC BANK LIMITED	8,765	1,181,041	2,037,682	4.9	銀行・金融サービス
INFOSYS LTD	7,757	1,133,399	1,955,484	4.7	情報技術サービス
ICICI BANK LTD	16,023	1,132,550	1,954,021	4.7	銀行・金融サービス
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	6,037	1,002,575	1,729,771	4.1	銀行・金融サービス
LARSEN & TOUBRO INFOTECH LTD	2,307	917,453	1,582,908	3.8	情報技術サービス
AVENUE SUPERMARTS LTD	2,363	802,580	1,384,713	3.3	消費サービス
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	3,630	785,453	1,355,164	3.2	銀行・金融サービス

INFO EDGE INDIA LTD	1,985	743,796	1,283,291	3.1	消費サービス
Coforge Ltd	1,975	699,187	1,206,328	2.9	情報技術サービス
MINDTREE LTD	2,211	638,730	1,102,018	2.6	情報技術サービス
ASTRAL LIMITED	3,633	601,521	1,037,821	2.5	資本財
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	692	585,757	1,010,622	2.4	自動車・自動車部品
AU Small Finance Bank Limited	8,429	498,421	859,940	2.1	銀行・金融サービス
TITAN COMPANY LIMITED	2,270	440,991	760,853	1.8	消費財
SHREE CEMENT LTD	210	401,669	693,010	1.7	セメント
SCHAEFFLER INDIA LIMITED FV 2	1,712	392,141	676,573	1.6	資本財
Endurance Technologies LTD	2,776	391,142	674,847	1.6	自動車・自動車部品
GRINDWELL NORTON LTD	2,273	381,286	657,843	1.6	資本財
JUBILANT FOODWORKS LIMITED FV 2	7,376	377,443	651,212	1.6	消費サービス
AJANTA PHARMA LTD	3,019	372,835	643,262	1.5	医薬品
MARICO LTD	7,479	357,289	616,440	1.5	消費財
DIVI'S LABORATORIES LTD	979	355,344	613,085	1.5	医薬品
IPCA LABORATORIES LIMITED FV INR 1	3,952	352,504	608,185	1.5	医薬品
PI INDUSTRIES LTD	1,336	341,326	588,900	1.4	農業用化学
HAVELLS INDIA LTD	2,988	328,593	566,930	1.4	消費財
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	1,136	324,811	560,405	1.3	医薬品
CROMPTON GREAVES CONSUMER ELECTRICALS LT	9,337	317,830	548,361	1.3	消費財
BERGER PAINTS INDIA LTD	5,484	311,552	537,529	1.3	消費財
AAVAS Financier Ltd	1,490	300,184	517,916	1.2	銀行・金融サービス
PIDILITE INDUSTRIES LTD	1,434	299,808	517,267	1.2	化学
SUVEN PHARMACEUTICALS LTD	6,461	298,443	514,912	1.2	ヘルスケア・サービス
DR.LAL PATH LAB	1,334	288,348	497,495	1.2	ヘルスケア・サービス
PAGE INDUSTRIES LTD	70	281,914	486,394	1.2	繊維
Eris Lifescience Ltd	4,167	277,585	478,925	1.1	医薬品
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERN	23,164	273,678	472,184	1.1	自動車・自動車部品
Nestle India Ltd	155	271,931	469,170	1.1	消費財
ASIAN PAINTS LTD	983	265,232	457,612	1.1	消費財
Sheela Foam Limited	980	260,064	448,696	1.1	消費財
Dabur India Ltd	5,182	257,011	443,429	1.1	消費財
INDIAMART INTERMESH	674	256,966	443,350	1.1	消費財
MOTHERSON SUMI WIRING INDIA LTD	35,671	251,300	433,575	1.0	自動車・自動車部品
BHARTI AIRTEL LTD	3,621	247,657	427,290	1.0	通信
EICHER MOTORS LTD	867	242,153	417,793	1.0	自動車・自動車部品
Barbeque-Nation Hospitality Limited	2,204	238,803	412,013	1.0	消費サービス
FSN E-COMMERCE VENTURES LIMITED	1,465	205,264	354,148	0.9	消費サービス
SYNGENE INTERNATIONAL LTD	3,667	204,040	352,036	0.8	ヘルスケア・サービス
GLAND PHARMA LTD	737	199,064	343,451	0.8	医薬品
POLY MEDICURE LTD	2,630	197,643	341,000	0.8	ヘルスケア・サービス
3M India Ltd	85	186,878	322,426	0.8	消費財
METROPOLIS HEALTHCARE LTD	1,324	186,392	321,588	0.8	ヘルスケア・サービス
RELAXO FOOTWEARS LTD	1,690	163,036	281,290	0.7	消費財
ROSSARI BIOTECH LTD	1,731	150,914	260,375	0.6	化学
Zomato Limited	16,086	86,704	149,593	0.4	消費サービス
LA OPALA RG LTD	962	25,915	44,712	0.1	消費財
CERA SANITARYWARE LTD	44	18,317	31,603	0.1	消費財

（注１）評価額は、2022年6月末現在の評価額です。

（注２）構成比（％）は、資産（ネット）に対する市場価格構成比です。

（注３）業種はUTIアセット・マネジメントの業種区分に基づいています。

（注４）データ提供元：Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited

（同社は投資先ファンドの管理会社です。）

（注５）銘柄明細は、Shinsei UTI India Fund (Mauritius) Limited Class Aについての情報です。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 6月30日現在です。

【新生・UTIインドファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	42,725,206,867円
負債総額	298,637,834円
純資産総額（ - ）	42,426,569,033円
発行済口数	14,061,590,704口
1口当たり純資産額（ / ）	3.0172円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	26,700,010円
負債総額	12円
純資産総額（ - ）	26,699,998円
発行済口数	26,333,083口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0139円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

< 更新後 >

(1) 資本金の額等

2022年6月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

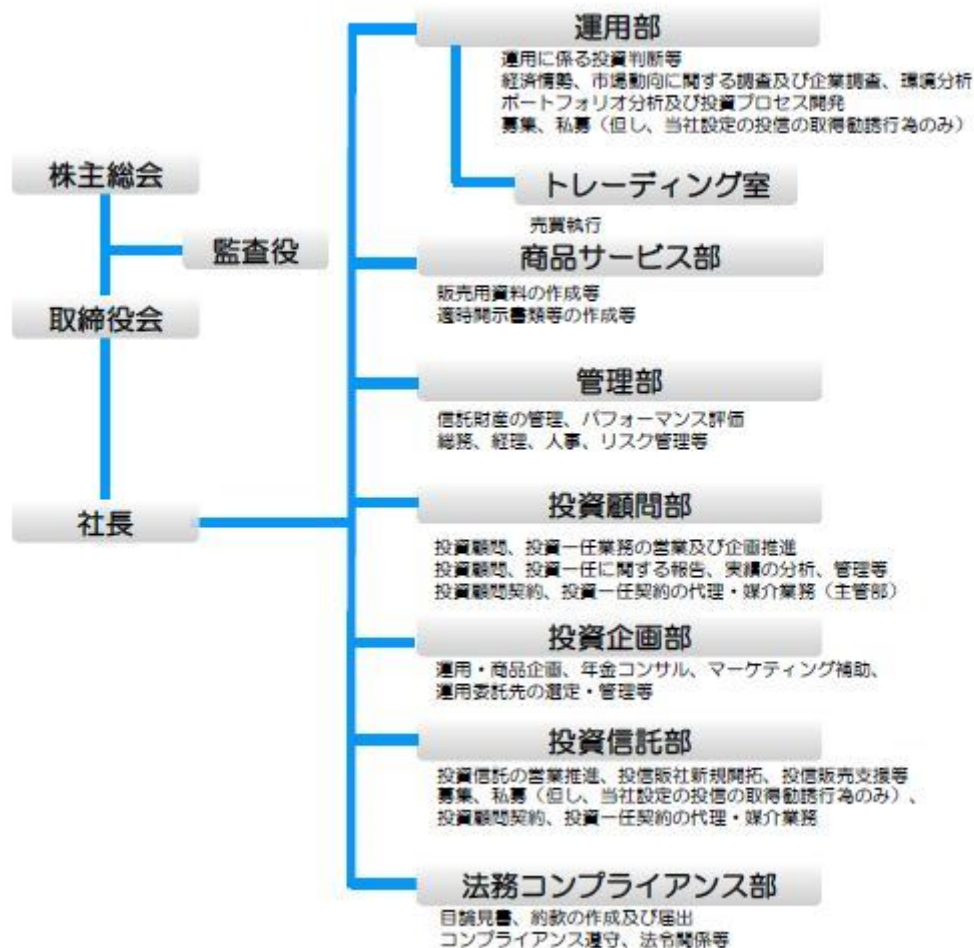
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



2022年7月1日現在

（３）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、投資企画部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は2022年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 更新後 >

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2022年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計186本（追加型投資信託62本、単位型投資信託124本）であり、純資産の総額は564,555百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

< 更新後 >

（１） 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（２） 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

期別		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）		第21期 （ 2022年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（ 資産の部 ）					
流動資産					
預金	3		928,035		1,119,746
前払費用			9,034		8,219
未収委託者報酬			304,947		392,027
未収運用受託報酬			7,802		7,791
未収収益			4,752		4,951
立替金			15,344		17,635
流動資産計			1,269,916		1,550,370
固定資産					
有形固定資産			22,685		13,350
建物	1	21,927		8,611	
器具備品	1	757		4,738	
無形固定資産			-		1,425
ソフトウェア	2	-		1,425	
投資その他の資産			62,976		55,330
差入保証金	3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計			85,661		70,106
資産合計			1,355,577		1,620,476

期別		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）		第21期 （ 2022年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（ 負債の部 ）					
流動負債					

未払金			223,924		318,954
未払手数料	3	157,310		207,242	
その他未払金	3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

（２）【損益計算書】

期別		第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					
支払手数料	1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					

通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	
その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		-	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		-		112	
特別損失計			-		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	1	12,871		70,373	
法人税等調整額		5,124	7,746	9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

（３）【株主資本等変動計算書】

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計	—	158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 5～20年 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。
3. 収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,928千円 器具備品 8,690千円
2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 75千円 3. 関係会社に対する資産及び負債 預金 330,999千円 差入保証金 25,451千円 未払手数料 31,010千円 その他未払金 56,554千円

（損益計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)					第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

（リース取引関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
資産計	1,232,982	1,232,982	-
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
合計	1,232,982	-

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われ

る未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。	1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241	—	669	—	32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910	—	619	15,111	18,418

(関連当事者情報)

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払 手数料	53,141
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	10,238	その他 未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	--------	-----	-------------------	---------------	--------------------	---------------	-------	--------------	----	------------------

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	56,536	その他 未払金	56,536

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBI地銀ホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

株式会社新生銀行（東京証券取引所スタンダード市場に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,353千円	5,915千円
評価性引当額小計(注1)	28,160千円	19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
繰延税金負債		
建物（除去費用）	4,734千円	— 千円
その他	137千円	— 千円
繰延税金負債合計	4,871千円	— 千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第20期（2021年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
評価性引当額	—	8,403	9,403	—	—	—	17,807
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	8,403	9,403	—	—	—	—	17,807
評価性引当額	4,586	9,403	—	—	—	—	13,990
繰延税金資産	3,816	—	—	—	—	—	3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	3.76%
その他	0.09%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

（収益認識関係）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（退職給付関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2022年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的: 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

<更新後>

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
エイチ・エス証券株式会社	3,000百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡三にいがた証券株式会社 1	852百万円	
株式会社だいこう証券ビジネス 2	8,932百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
フィデリティ証券株式会社	11,757百万円	

松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社 3	12,200百万円	
丸近証券株式会社	200百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	17,495百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社三十三銀行	37,461百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社大東銀行	14,743百万円	
株式会社千葉興業銀行	62,120百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	
株式会社トマト銀行	17,810百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
三井住友信託銀行株式会社 1	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

- 1 募集の取扱いを行いません。
- 2 取次契約に基づき取次販売会社に募集及び販売の取扱い等に係る業務を委託しています。
- 3 マネックス証券株式会社は、株式会社新生銀行との金融商品仲介業務における包括的業務提携に伴い、株式会社新生銀行に募集の取扱いを委託します。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年8月19日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新生・ＵＴＩインドファンドの令和3年12月11日から令和4年6月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生・ＵＴＩインドファンドの令和4年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和3年12月11日から令和4年6月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。